

発議第 2 号

東郷町議会委員会に関する条例の一部改正について

東郷町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日提出

提出者

東郷町議会議員 門 原 武 志

賛成者

東郷町議会議員 高 木 佳 子

東郷町議会議員 比 嘉 浩 二

東郷町議会議員 中 野 まさひろ

東郷町議会議員 山 下 茂

東郷町議会議員 熊 田 彰 夫

東郷町議会議員 石 橋 直 季

東郷町議会議員 國府田 さとみ

東郷町議会議員 加 藤 達 雄

東郷町議会議員 山 田 達 郎

東郷町議会議員 水 川 淳

東郷町議会議員 加 藤 啓 二

東郷町議会議員 近 藤 鑛 治

東郷町議会議員 若 園 ひでこ

東郷町議会議員 菱 川 和 英

説 明

この案を提出するのは、常任委員会に予算委員会を加えるため必要があるからである。

東郷町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

東郷町議会委員会に関する条例（昭和36年東郷町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

予算委員会	16人	予算に関する事項
-------	-----	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議の概要

1 改正理由

常任委員会に予算委員会を加えるため必要があるからである。

2 改正内容

常任委員会に予算委員会を加え、その委員数及び所管を定めること。（第3条
関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。